

## 駿東伊豆消防組合人事行政の運営等の状況

駿東伊豆消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成 28 年駿東伊豆消防組合条例第 12 号)に基づき、平成 30 年度における駿東伊豆消防組合人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表します。内容については特段の記載がない限り、短時間勤務再任用職員を含み、臨時的任用職員及び沼津市派遣行政職員を除くものとします。

### 1 任用に関する状況

#### (1) 採用の状況(平成 30 年度中)

区分	人数
新規採用職員	17 人
再任用職員	10 人

※「再任用職員」とは、高齢者雇用の推進等のため、定年退職者等のうち、改めて採用される職員で、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 28 条の 4 の規定により採用される常時勤務職員と、同法第 28 条の 5 の規定により採用される短時間勤務職員があります。

※再任用職員の人数は、派遣元市町で採用され駿東伊豆消防組合へ派遣された職員を含む。

#### (2) 退職の状況(平成 30 年度中)

区分	定年退職	早期退職	自己都合	死亡退職	合計
退職者数	18 人	2 人	5 人	0 人	25 人

※駿東伊豆消防組合への派遣を解除された後、派遣元市町にて退職した者を含む。

#### (3) 職員の状況

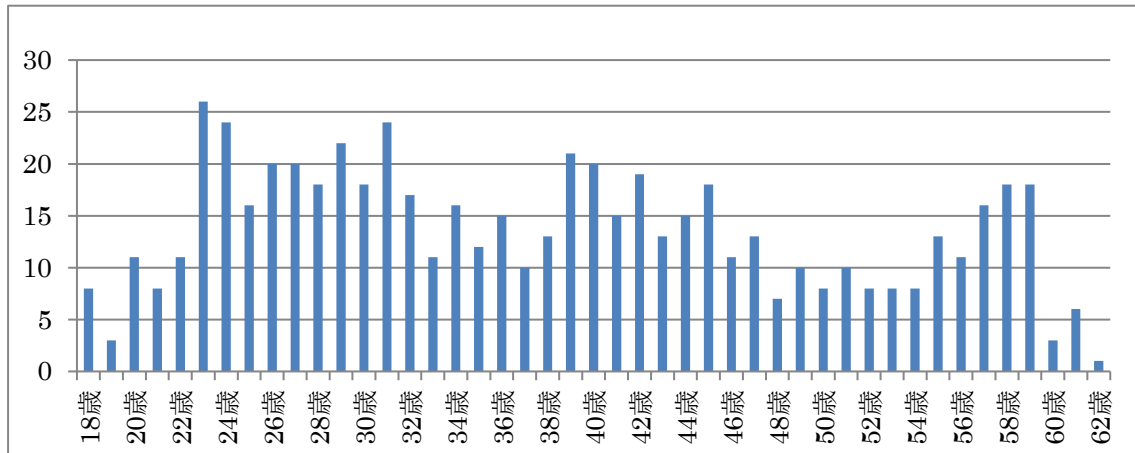
年齢別職員構成状況・年齢別構成比(H30.4.1)

(単位:人)

区分	条例定数	合計	18 歳 ~ 25 歳	26 歳 ~ 30 歳	31 歳 ~ 35 歳	36 歳 ~ 40 歳	41 歳 ~ 45 歳	46 歳 ~ 50 歳	51 歳 ~ 55 歳	56 歳 ~ 60 歳	61 歳 以上
人数	609	613 (10)	107	98	80	79	80	49	47	66 (3)	7 (7)

※( )は人数のうち再任用職員の数

年齢構成比グラフ（参考）



(4) 職員数（署所別）（H30. 4. 1）

（単位：人）

区分	合計	消防吏員									事務員
		消防正監	消防監	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士		
条例定数 609人											
合計	613	1	7	21	108	159	164	94	56	3	
消防本部	消防長	1	1								
	消防部	消防部長	1	1							
		総務課	39	1	2	4	9	4		17	2
		予防課	16		2	4	6	4			
	警防部	警防部長	1	1							
		警防救急課	13		3	3	4	3			
通信指令課		25		2	7	10	6				
第一方面本部消防室		9		1	2	4	2				
第1方面	沼津北消防署	沼津北消防署	66	1	1	13	16	23	10	2	
		原分署	30			6	6	7	8	3	
	沼津南消防署	沼津南消防署	55	1	1	9	16	15	10	3	
		静浦分署	18			3	3	8	4		
		内浦出張所	9				3		3	3	
		大平出張所	9				3	1	5		
		西浦出張所	9				3	6			
		戸田出張所	9				3	6			
清水町消防署	34			1	8	7	10	7	1		

第二方面本部消防室		8			1	2	3	2			
第2方面	田方中消防署	50		1	1	9	12	14	8	5	
	田方北消防署	46			1	9	9	15	6	6	
	田方南消防署	田方南消防署	34			1	8	7	6	11	1
		西出張所	9					3	6		
第三方面本部消防室		7			1	2	4				
第3方面	伊東消防署	伊東消防署	47		1	1	9	12	10	9	5
		八幡野分署	18				3	3	6	3	3
		宇佐美出張所	9					3	2	3	1
		吉田出張所	9					3	3	1	2
	東伊豆消防署	28			1	7	5	5	6	4	
会計室		4			1		2				1

## 2 人事評価の状況

人事評価制度は、仕事の成果、職務遂行能力及び業務に対する取り組み状況などを的確に把握し評価することで、適正な人事管理を実施するとともに、職務遂行上の責任感とやる気を促し、職員の能力開発、モチベーションの向上につなげ、組織の活性化及び住民サービスの向上に資するための人材育成などに活用しています。

### (1) 制度の概要

各職員(被評価者)が、組織の目標及び標準的職務遂行能力を踏まえて自ら設定した目標の達成度を評価するとともに、5項目の業績の評価及び10項目の能力評価をそれぞれ5段階で評価します。

評価は1人の被評価者に対して、一次評価者と二次評価者の2人が評価し、評価に偏りやルール違反などがある場合には是正を促すなど、公正さを確保しています。

### (2) 評価期間

4月1日から翌年3月31日まで

### (3) 対象者

常勤職員のうち、臨時職員及び平成30年度定年退職予定者等を除いた職員

### (4) 平成30年度の実施者数

対象者数	590人
実施者数	590人

### 3 給与の状況

(1) 平成 30 年度人件費の状況 (全体)

住民基本台帳人口	歳出総額 (A)	人件費 (B)	人件費率 (B) ÷ (A)
428,893 人	6,044,764 千円	4,896,608 千円	81.0%

※住民基本台帳人口は、平成 30 年 4 月 1 日現在の構成市町（沼津市・伊東市・伊豆市・伊豆の国市・東伊豆町・函南町・清水町）の住民基本台帳人口の合計

(2) 平成 30 年度給与費の状況 (全体)

職員数 (A)	給与費			1 人当たり給与費 (B) ÷ (A)
	給料	手当等	計(B)	
613 人	2,231,208 千円	1,859,963 千円	4,091,171 千円	6,674 千円

(3) 手当等の状況 (平成 30 年度実績)

(単位：千円)

扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手当	時間外勤 務手当	宿日直 手当	夜間勤務 手当
92,260	85,352	35,564	73,608	46,632	131,199	0	63,221
休日勤務 手当	管理職 手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	退職手当 組合負担金	管理職員特 別勤務手当	単身赴任 手当
197,199	20,758	543,389	370,484	62,890	136,408	0	1,006

(4) 特殊勤務手当について

手当の種類	単価	内容
救急業務手当	1 回につき 200 円	救急車又は消防車により救急業務に従事した場合に支給される。
救助業務手当	1 回につき 200 円	救出救助業務に従事した場合に支給される。
夜間業務手当	1 回につき 410 円	深夜勤務に従事した場合に支給される。
救急救命士手当	1 回につき 150 円	救急救命士が救急業務に従事した場合に支給される。
潜水作業手当	1 時間につき 310 円	潜水器具を着用し潜水作業及び訓練に従事した場合に支給される。
火災業務手当	1 回につき 200 円	火災業務に従事した場合に支給される。
		※特に困難な作業で心身に著しい負担を与えると認められる場合はその 100 分の 50 に相当する額を加えた額を支給

(5) 期末手当・勤勉手当について

支給期別支給月数			職務上の段階、職務の級等による加算措置
6月	12月	支給月数計	
2.125月分	2.325月分	4.45月分	有

(6) 退職手当について

区分	定年退職（月分）	応募認定退職（月分）
勤続20年	25.55625	25.55625
勤続25年	34.5825	34.5825
勤続35年	49.59	49.59
その他加算措置等	制度なし	定年前早期退職特例措置（2%～45%）

(7) 職員の初任給の状況

区分	初任給の額
大学卒	197,200円
短大卒	181,700円
高校卒	167,700円

(8) 特別職の報酬の状況

区分	報酬年額
管理者	40,000円
副管理者	34,000円
議長	34,000円
副議長	30,000円
議員	28,000円

4 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

ア 毎日勤務職員

開始時間	終了時間	1日の勤務時間	1週間の勤務時間
8:30	17:15	7時間45分	38時間45分

イ 交替制勤務職員

開始時間	終了時間	1日の勤務時間	夜間勤務時間	1週間の勤務時 ※
8:30	翌日 8:30	15時間 30分	22:00 から 翌日 5:00 までを 3 交替で勤務	38 時間 45 分

※交替制勤務職員は、3週間を1サイクルとして交替勤務を行い、1週間平均で38時間45分となるように勤務しています。

(2) 主な休暇制度の種類・概要

区分	概要
年次有給休暇	原則、1年につき20日付与され、残日数は20日を限度として翌年に繰り越すことができる休暇です。
病気休暇	負傷又は疾病のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇です。
特別休暇	選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合における休暇です。
介護休暇	親族で負傷、疾病又は老齢等により日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められた場合における休暇です。

(3) 年次有給休暇の状況（平成30年中）

対象職員数(人) (A)	総取得日数(日) (B)	平均取得日数(日) (B) ÷ (A)
613	5,442	8.9

※対象職員数は、平成30年4月1日に在職していた職員

※総取得日数は、対象職員が平成30年中に取得した年次有給休暇の総数

5 休業、分限及び懲戒処分状況

(1) 育児休業等の取得状況（平成30年度中）

男性職員	0人
女性職員	0人

(2) 分限処分及び懲戒処分の状況（平成 30 年度中）

区分	種類	人数	内容
分限処分	免職	0 人	勤務成績が良くない場合、心身故障のために職務の遂行に支障があり又はこれに堪えない場合や、その職に必要な適正を欠く場合など、その職員の意に反して行われる処分です。
	休職	2 人	
	降任	0 人	
	降給	0 人	
懲戒処分	免職	0 人	法令違反のほか、職務上の義務違反や全体の奉仕者としてふさわしくない非行があった場合に科す処分です。
	停職	1 人	
	減給	0 人	
	戒告	0 人	

6 サービスの状況（平成 30 年度中）

職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除き、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければなりません。

ただし、研修を受ける場合や厚生事業等に参加する場合などは、任命権者の承認を得て、職務専念義務が免除される場合があります。

また、職員は任命権者の許可を得なければ、営利企業等の役員を兼ねたり、報酬を得ていかなる事業又は事務にも従事をしたりしてはならないとされています。

区分	件数
職務専念義務免除の状況	7 件
営利企業等従事許可の状況	3 件

7 退職管理の状況（平成 30 年度中）

地方公務員法第 38 条の 2 第 8 項及び第 38 条の 6 第 2 項に規定されている職員の退職管理の適正の確保について、駿東伊豆消防組合の退職管理に関する条例（平成 28 年駿東伊豆消防組合条例第 20 号）及び同規則に定め、離職前に課長職以上に就いていた職員に対し、離職後 2 年間、営利企業等に就職した情報の届出を義務付けております。

これは退職者が営利企業に再就職した場合、再就職先である営利企業等と地方公共団体との間の契約事務について、離職後 2 年間、離職前 5 年間の職務に関して、現職員に働きかけることを規制するため行うものです。

区分	件数
届出件数	0 件

8 研修の状況（平成 30 年度中）

研 修 概 要		人 員 (人)
消防大学校研修	幹部科	4
	救助科	1
	予防科	1
	火災調査科	1
	NBCコース	1
	女性活躍推進コース	1
救急救命研修所	救急救命東京研修所	3
静岡県消防学校	初任科	18
	水難救助科	6
	救助科	4
	ビデオ咽頭鏡講習	11
	潜水士試験対策講習	6
	中級幹部科	1
	警防科	4
	予防視察・危険物科	5
	処置拡大追加講習	11
	救急科	16
	火災調査科	5
	初級幹部科	1
	女性消防吏員講習	1
	実践的大規模災害対応講習	1
	指令センター員講習	1
合同聴講（予防科）	9	



	合同聴講（救助科）	3
	合同聴講（女性消防吏員講習）	4
	合同聴講（初級幹部科）	3
	合同聴講（中級幹部科）	1
	合同聴講（上級幹部科）	5
資格取得講習	玉掛技能講習	5
	小型移動式クレーン運転技能講習	5
	酸素欠乏危険作業主任技能講習	5
	足場組立主任	1
	2級小型船舶免許	4
	衛生管理者資格取得講習	1
	衛生管理者試験	1
	潜水士試験	6
	無線従事者養成講習	3
	特別管理産業廃棄物管理責任者講習	8
その他の研修		140

## 9 福祉及び利益の保護の状況

### (1) 福利厚生事業概要

職員の福利厚生制度は、静岡県市町村職員共済組合により実施されており、主に3つの事業を行っています。

事業	概要
短期給付事業	病気、怪我、出産、休業、災害、死亡などの際に、組合員とその家族に必要な給付を行います。
長期給付事業	組合員の退職、障害、死亡の際に、年金や一時金の受付審査を行います。
福祉事業	疾病予防・健康保持増進に関する事業や住宅資金等の貸し付けなどを実施します。

(2) 公務災害、通勤災害の状況（平成 30 年度中）

区分	認定件数
公務災害	5 件
通勤災害	0 件

(3) 健康管理（平成 30 年度中）

職員の疾病の早期発見・予防指導のために、全職員を対象に定期健康診断、交替制勤務職員を対象に特定業務従事者健康診断、VDT 作業従事者に対する検眼、救助隊への B 型肝炎予防接種及び消防隊への破傷風予防接種を行いました。

また、職員のメンタルヘルス対策として、ストレスチェックを実施し、高ストレス状態の職員で希望する者にあつては、産業医との面談を実施しました。

区分	健康診断				予防接種		ストレス チェック
	定期	特定事業 従事者	高気圧 業務	VDT 作業 従事者	破傷風	B 型肝炎	
受診者	602 人	509 人	延べ 52 人	122 人	延べ 81 人	延べ 86 人	530 人

10 等級及び職員の職の属する職制上の段階ごとの職員数の状況

(1) 消防職員の状況（H30. 4. 1）

	職制上 の段階	補職名等	標準的な 職	人数 (人)	割合 (%)
消防 吏員	消防正監	消防長	消防長	1	0.2
	消防監	消防次長、部長、方面本部長、参事、消防署長	部長	7	1.1
	消防司令長	課長、副参事、消防署長	課長	21	3.4
	消防司令	課長補佐、室長、副室長、主幹、消防副署長、救急ワークステーション所長、分署長、当直司令、統括指導官	課長補佐	108	17.6
	消防司令補	係長、主査、出張所長	係長	159	26.0
	消防士長	係員、所員	主任	164	26.8
	消防副士長	係員、所員	係員	94	15.4
	消防士			56	9.2
消防 吏員 以外	なし	課長補佐、主幹	課長補佐	0	0.0
		係長、主査	係長	2	0.3
		主任主事	係員	0	0.0

		主事、主事補		0	0.0
合計				612	100

(2) 級別職員数等の状況 (H30.4.1)

ア 駿東伊豆消防組合 (消防職)

級	階級	人数 (人)	割合 (%)
1 級	消防士	70	26.8
2 級	消防副士長	18	6.9
3 級	消防士長	37	14.2
4 級	消防司令補	103	39.5
5 級	消防司令	25	9.6
6 級	消防司令長	5	1.9
7 級	消防監	3	1.2
8 級	消防正監	0	0.0
計		261	100

イ 駿東伊豆消防組合 (行政職)

級	階級	人数 (人)	割合 (%)
1 級	主事補	0	0.0
2 級	主事	0	0.0
3 級	主任	0	0.0
4 級	主査	2	100.0
計		2	100

ウ 沼津市 (行政職)

級	階級	人数 (人)	割合 (%)
1 級	消防士	6	2.6
2 級	消防副士長	29	12.7
3 級	消防士長	67	29.4

4 級	消防士長	11	4.8
5 級	消防司令補	51	22.4
6 級	消防司令	49	21.5
7 級	消防司令長	12	5.3
8 級	消防監	2	0.9
9 級	消防正監	1	0.4
計		228	100

エ 伊東市（行政職）

級	階級	人数（人）	割合（％）
1 級	消防士、消防副士長、 消防士長	17	18.5
2 級	消防士長 消防司令補	19	20.7
3 級	消防士長 消防司令補	27	29.2
4 級	消防司令補 消防司令	24	26.1
5 級	消防司令長	3	3.3
6 級	消防監	2	2.2
計		92	100

オ 東伊豆町（行政職）

級	階級	人数（人）	割合（％）
1 級	消防士	6	16.7
2 級	消防士長 消防副士長	4	13.3
3 級	消防司令補	3	10.0
4 級	消防司令補 消防司令	12	40.0
5 級	消防司令	5	16.7
6 級	消防司令長	1	3.3
計		30	100